

勸告

本委員会は、報告した諸資料に基づき次の事項について必要な措置がとられるよう勧告する。

- 1 期末・勤勉手当については、国家公務員の期末・勤勉手当の改定に関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。
- 2 改定の実施時期については、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とすること。ただし、令和3年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については、令和3年4月1日から実施すること。